



農協からの借入金に係る債務免除益の所得区分

～ 複数の事業を営む個人事業主の場合 ～

今回は、農業や不動産賃貸業を営む個人事業主が受けた債務免除益の所得区分をめぐって争った事例をご紹介します。（平成30年4月19日東京地裁・一部取消し・確定 Z888-2215）

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

本件は、農業及び不動産賃貸業を営んでいた原告が、E農業協同組合（E農協）に対する借入金債務について債務免除を受け、その債務免除益を一時所得として、平成21年分の所得税の修正申告をしたところ、処分行政庁から、本件債務免除益は、借入金の目的に応じて事業所得、不動産所得及び一時所得に該当するとして更正処分等を受けた事案です。本件訴訟において、被告は、理由を差し替え、債務免除益は、事業所得、不動産所得、雑所得に区分される（一時所得には当たらない）旨主張しています。

<裁判所の判断>

東京地裁は、次のように判示して、更正処分等の一部を取り消しました。

- ① 所得区分の判断に当たっては、当該所得に係る利益の内容及び性質、利益が生み出される具体的な態様を考慮して実質的に判断されるべきものと解され、借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である。
- ② 原告は、E農協からの借入金の一部を農地購入の支払に充てているが、農地の購入から宅地（賃貸用マンションの敷地）への転用までの間に相当程度の期間（約5年後）があること等が認められるから、上記借入金債務の返済に充てられた部分に係る債務免除益を不動産所得に当たると認めることはできない。他方、「運転資金」として借り入れた3600万円は賃貸用の共同住宅の建築費用の支払に充てていることが認められるから、上記借入金債務の返済に充てられた部分に係る債務免除益については、不動産所得に当たると認めることができる。
- ③ E農協からの借入金のうち、農業用機械の購入資金である借入金債務の返済に充てられた部分に係る債務免除益については、原告の事業（農業）の遂行による収入ということができ、事業所得に当たると認めることができる。
- ④ 一時所得に当たるというためには、当該所得が、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得であること（非継続性要件）、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであること（非対価性要件）が必要である。
- ⑤ 被告は、原告の借入れから債務免除までの各行為が本件債務免除に向けられたものであり非継続性要件を欠く、また、本件債務免除益は、E農協と他の農協との合併に対する協力の見返りとしての性質を持つものであり非対価性要件を満たさない旨主張する。しかしながら、原告がE農協の正組合員としての地位を超えて、上記合併の可否について影響を及ぼし得る法的な権利を有していたことを認めるに足りる確かな証拠はなく、E農協が、当時の状況に鑑みて、不良債権の処理として適切と判断した方法を採用した結果にすぎないというべきである。したがって、本件債務免除益のうち不動産所得あるいは事業所得に該当しない部分については、一時所得に該当する。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判 36 頁）が必要な方は、送料実費とも 2,000 円（税抜）で頒布します。下記までご一報ください。